

●香川県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として指定した特別養護老人ホーム珠光園及び特別養護老人ホーム珠光園ユニットについて、令和4年5月31日にその指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

令和4年6月3日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1～3 略			1～3 略		
4 老人ホーム			4 老人ホーム		
名称	所在地	指定年月日	名称	所在地	指定年月日
略			略		
特別養護老人ホーム紅山荘	略		特別養護老人ホーム紅山荘	略	
社会福祉法人宝樹園特別養護老人ホーム青の山荘	略		社会福祉法人宝樹園特別養護老人ホーム青の山荘	略	
略			略		
養護老人ホーム土器川荘	略		養護老人ホーム土器川荘	略	
特別養護老人ホーム宝樹リノ	略		特別養護老人ホーム宝樹リノ	略	
略			略		
5・6 略			5・6 略		